議案第１５号

長与町監査委員に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和８年３月３日

長与町長　吉　田　愼　一

提案理由

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）と重複して規定されている事項を整理し、また、本町における監査の現状を踏まえ、定期監査の実施期間を明確化するため、所要の改正を行うもの。

長与町監査委員に関する条例の一部を改正する条例

長与町監査委員に関する条例（昭和３９年条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第２条から第４条までを削り、第５条を第２条とする。

第６条中「第９８条第２項」を「同法第９８条第２項」に、「、第７項」を「及び第７項」に、「及び第２４３条の２の８第３項」を「並びに第２４３条の２の８第３項」に改め、同条を第３条とする。

第７条第１項中「７月から１０月」を「４月から１１月」に改め、同条を第４条とする。

第８条中「、第７項及び」を「及び第７項並びに」に改め、同条を第５条とする。

第９条第２項中「第７条第２項」を「第４条第２項」に、「場合に」を「場合において」に改め、同条を第６条とする。

第１０条を削る。

第１１条第１項中「、第２４１条第５項及び」を「及び第２４１条第５項並びに」に、「及び証書類」を「並びに証書類」に改め、同条を第７条とする。

第１２条第１項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第２項中「告示又は公表」を「公表又は告示」に改め、同条を第８条とする。

第１３条を第９条とし、第１４条を第１０条とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。